

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和7年11月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

有限会社エステート・アサヒ

(2) 所在地

福岡市南区大楠二丁目11番23号エステートアサヒビル

(3) 代表者

代表取締役 合原 繁子

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の全部停止

3 停止命令の期間

令和7年10月29日から令和7年11月27日まで

4 処分の年月日

令和7年10月28日

5 処分の理由

有限会社エステート・アサヒは、法第12条の4第2項の規定に違反し、産業廃棄物管理票の交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物の引渡しを受けた。

当該行為は、法第14条の3第1号に規定する事業停止命令事由に該当する。